

議第35号

宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の  
整備に関する条例の制定について

宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関  
する条例を次のように制定する。

令和6年3月1日提出

京都市長 松井孝治

宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の  
整備に関する条例

(京都市都市計画関係手数料条例の一部改正)

第1条 京都市都市計画関係手数料条例の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規  
制法」に改め、同条中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等  
規制法」に改め、「いう。）」の右に「及び宅地造成及び特定盛土等規制法  
施行規則（同表において「規則」という。）」を加える。

別表第3(1)の項中「第8条第1項本文」を「第12条第1項本文」に改  
め、「宅地造成」の右に「若しくは特定盛土等」を、「関する工事」の右に  
「又は法第30条第1項本文の規定に基づく特定盛土等に関する工事」を加  
え、「15,000」を「18,000」に、「25,000」を「28,000」に、「

40,000
--------

」を

「

45,000
--------

」に、「

2,000平方メートルを超え5,000平方メー トル以下のもの	55,000
------------------------------------	--------

」を

2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のもの	61,000
3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの	72,000

に、「80,000」を「99,000」

に、「130,000」を「150,000」に、「200,000」を「250,000」に、「280,000」を「370,000」に、「370,000」を「540,000」に、「450,000」を「670,000」に改め、同表(2)の項を次のように改める。

(2)	法第16条第1項本文又は第35条第1項本文の規定に基づく造成工事の計画の変更許可の申請に対する審査		次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が670,000円を超えるときは、670,000円とする。 ア 造成工事の設計の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、造成工事の区域（以下「造成区域」という。）の面積（イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の造成区域の面積、造成区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の造成区域の面積）に応じ(1)の項に規定する額に10分の1を乗じて得た額 イ 新たな土地の造成区域への編入に係る造成工事の計画の変更については、新たに編入される造成区域の面積に応じ(1)の項に規定する額 ウ その他の変更については、18,000円
(3)	法第12条第1項本文又は第30条第1項本文の規定に基づく土石の堆積に関する工事（以下「堆積工事」という。）の許可の申請に対する審査	500平方メートル以下のもの	12,000
		500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	14,000

		1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	18,000
		2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のもの	20,000
		3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの	28,000
		5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	32,000
		10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のもの	38,000
		20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以下のもの	56,000
		40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以下のもの	71,000
		70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以下のもの	100,000
		100,000平方メートルを超えるもの	127,000
(4)	法第16条第1項本文又は第35条第1項本文の規定に基づく堆積工事の計画の変更許可の申請に対する審査		次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が127,000円を超えるときは、127,000円とする。 ア 堆積工事の設計の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、堆積工事の区域（以下「堆積区域」という。）の面積（イに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の堆積区域の面積、堆積区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の堆積区域の面積）に応じ

			(3)の項に規定する額に10分の1を乗じて得た額 イ 新たな土地の堆積区域への編入に係る堆積工事の計画の変更については、新たに編入される堆積区域の面積に応じ(3)の項に規定する額 ウ その他の変更については、12,000円
(5)	規則第88条の規定に基づく書面の交付		12,000

## (京都市建築基準条例の一部改正)

第2条 京都市建築基準条例の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「宅地造成に」を「宅地造成等（宅地造成及び特定盛土等規制法第10条第1項に規定する宅地造成等をいう。）に」に、「宅地造成等規制法第8条第1項」を「同法第12条第1項若しくは第30条第1項」に改め、「とき」の右に「(当該崖の地表面に、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第14条第1号（同令第30条第1項において準用する場合を含む。）の規定により崖面崩壊防止施設（同令第6条に規定する崖面崩壊防止施設をいう。）を設置するときを除く。）」を加え、同条第4号中「宅地造成等規制法施行令第6条第1項第1号イ」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第8条第1項第1号イ」に改める。

## (京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部改正)

第3条 京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を次のように改正する。

目次中「第27条」を「第26条」に、

「第4章 土砂等搬入禁止区域（第28条～第30条）

第5章 雑則（第31条～第37条） を

第6章 罰則（第38条・第39条） 』

「第4章 雑則（第27条～第33条） に改める。

第5章 罰則（第34条・第35条）」

第1条中「及び災害の防止」を削る。

第2条第3項第1号中「又は災害の発生する」を「が生じる」に改める。

第3条第1項を削り、同条第2項中「及び災害の防止」を削り、同項を同条とする。

第7条中「及び災害の防止」を削る。

第10条第2項第9号を削り、同項第10号中「及び災害の防止」を削り、同号を同項第9号とし、同項第11号を同項第10号とする。

第11条第1項第2号を削り、同項第3号中「及び災害の防止」を削り、同号を同項第2号とし、同項第4号を同項第3号とし、同条第2項を削る。

第12条中「及び災害の防止」を削る。

第13条中「対し」の右に「、別に定める事項を」を加える。

第14条第1項本文中「第10号」を「第9号」に改め、同条第3項中「第11号」を「第10号」に改める。

第18条中「及び災害の防止」を削る。

第19条中「土地の埋立て等の施工に関する計画（第14条第1項の規定による変更の許可があった場合にあっては、その変更後のもの。以下「施工計画」という。）又は」及び「及び災害の防止」を削り、「同項の規定による」を「第14条第1項の規定による」に、「環境保全等計画」を「環境保全計画」に改め、「施工計画又は」を削る。

第21条中「又は災害の防止」を削る。

第22条第2項中「施工計画及び環境保全等計画」を「環境保全計画」に改め、同条第3項中「施工計画又は環境保全等計画」を「環境保全計画」

に改める。

第25条第1項及び第2項各号列記以外の部分中「若しくは災害の防止」を削り、同項第1号中「施工計画若しくは環境保全等計画」を「環境保全計画」に改め、同項第2号中「又は災害の防止」を削り、同条第3項中「施工計画若しくは環境保全等計画」を「環境保全計画」に改める。

第26条第1号中「第11条第1項第1号から第3号まで」を「第11条第1号及び第2号」に改め、同条第2号中「第11条第1項第4号」を「第11条第3号」に改める。

第27条を削る。

第4章を削る。

第5章中第31条を第27条とし、第32条を第28条とする。

第33条第2項及び第3項を削り、同条を第29条とする。

第34条を第30条とする。

第35条中「又は災害の防止」を削り、同条を第31条とする。

第36条第1号中「59,000円」を「29,000円」に改め、同条第2号中「34,000円」を「17,000円」に改め、同条を第32条とする。

第37条を第33条とする。

第5章を第4章とする。

第38条第2項を削り、同条第3項中「第31条」を「第27条」に、「第32条第1項」を「第28条第1項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項第3号中「第34条」を「第30条」に改め、同項を同条第3項とし、第6章中同条を第34条とする。

第39条を第35条とする。

第6章を第5章とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年6月6日から施行する。

(造成工事の計画の変更許可の申請に対する審査に係る手数料等に関する経過措置)

2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）による改正前の宅地造成等規制法第8条第1項本文の規定に基づく宅地造成に関する工事の許可を受けた者に対する第1条の規定による改正後の京都市都市計画関係手数料条例別表第3(2)の項の規定及び第2条の規定による改正後の京都市建築基準条例第7条第1号の規定の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提案理由

宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴い、京都市都市計画関係手数料条例等の規定を整備する等の必要があるので提案する。